

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子  
( 公 印 省 略 )

専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の施行について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」（令和 5 年文部科学省告示第 53 号）が、令和 5 年 6 月 21 日に公布・施行されました。

本告示は、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和 5 年 4 月 27 日教育未来創造会議）等を踏まえ、専修学校の専門課程の学科であって、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的として制定されたものです。

本告示の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

また、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項を別添 2 のとおり定めるとともに、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方」を別添 3 のとおり作成しましたので、事務処理上遺漏のないようにお取り計らいをお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人の長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

○本告示の概要

(1) 目的（第 1 条関係）

専修学校の専門課程の学科であって、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とするものであること。

## (2) 認定（第2条関係）

文部科学大臣は、次の（ア）から（エ）までの全ての要件に該当すると認められるものを、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができることとしたこと。なお、認定を受けた専修学校の設置者は、当該認定を受けた学科が次の（ア）から（エ）までの要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならないこと。

- （ア） 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）第 2 条第 1 項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。
- （イ） 認定を受けようとする専修学校の設置者の財務状況が次のいずれかに該当すること。
  - ① 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前 3 年のいずれかの年度の収支計算書において「経常収支差額」がゼロ又はプラスであること。
  - ② 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がゼロ又はプラスであること。
- （ウ） 認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が 2 分の 1 以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでないこと。
  - ① 認定を受けようとする専修学校の専門課程の学科の修了者の就職率（直前 3 年間の平均）が 9 割以上であること。
  - ② 認定を受けようとする専修学校の専門課程の学科の教育課程において、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、300 時間以上開設されていること。
- （エ） 外国人留学生の受入れに関して不適切と認められる事情その他（1）の目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

## (3) 認定の取消し（第3条関係）

文部科学大臣は、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定をした学科が廃止されたとき又は上記（2）のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとしたこと。

(4) 公示（第4条関係）

文部科学大臣は、(2)により認定したときは、当該認定した学科の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示し、これらの変更があったときも同様とすることとしたこと。なお、(3)により認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示することとしたこと。

(参考)

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/230427honbun.pdf>

添付資料

【別添1】専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和5年文部科学省告示第53号）

【別添2】「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

【別添3】「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

＜本件担当＞  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係  
直通：03-6734-2915

○文部科学省告示第五十三号

専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程を次のように定める。

令和五年六月二十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）の学科であつて、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程の学科であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを、当該専修学校の設置者の申請に基づき、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条第一項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。

二 当該専修学校の設置者の財務状況が次のいずれかに該当すること。

イ 専修学校の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。ロにおいて同じ。）以外の専修学校の設置者にあつては、これに準ずるもの。）が零以上であること。

ロ 専修学校の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の専修学校の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。

(1) 学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの

(2) 学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金

並びに流動負債のうち短期借入金、一年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの

三 当該学科に在籍する生徒のうち外国人留学生在が占める割合が二分の一以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでない。

イ 当該学科を修了した生徒の直前三年の就職率の平均が十分の九以上であること。

ロ 当該学科において、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、三百時間以上を占めていること。

四 外国人留学生の受入れに関して不適切と認められる事情その他前条に規定する目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

2 前項の規定による認定を受けた専修学校の設置者は、当該認定を受けた学科が前項各号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした学科が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした学科の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更があったときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。



「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」  
に関する実施要項

令和 5 年 6 月 21 日  
文 部 科 学 省  
総 合 教 育 政 策 局

1 趣旨

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」(令和 5 年文部科学省告示第 53 号)に基づく外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとする。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)の学科であって、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資するもの(以下「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。

3 外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定要件

外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとする。

- (1) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成 25 年文部科学省告示第 133 号)第 2 条第 1 項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。
- (2) 認定を受けようとする専修学校の設置者の財務条件が、専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第 2 条第 1 項第 2 号イ及びロのいずれかに該当すること。修学支援新制度の機関要件として前年度に対象の確認を受けていない場合は、証拠書類を提出すること。

(趣旨)

本要件は、認定を受けようとする専修学校の経営基盤に関し、その経営が継続的かつ安定的に行われているかについて確認を行うものである。

(内容)

具体的には、以下のいずれかに該当する専修学校であることが求められる。

- ① 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前 3 年のいずれかの年度の収支計算書において「経常収支差額」がゼロ又はプラスであること。
- ② 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がゼロ又はプラスであること。

- (3) 認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。なお、2分の1の範囲内であっても、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でない場合は、認められないこと。

ただし、専修学校専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第2条第1項第3号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であることを求められないこと。

(趣旨)

本要件は、当該学科において日本人生徒が半数以上在籍することで、日本社会の理解の促進を図るために必要な学生交流を可能とする教育環境が整備されていることを確認するものである。ただし、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1を超えている場合であっても、別に定める要件を満たすことで、その教育成果等から、日本語能力の向上及び日本社会の理解の促進を図るための教育環境が整備されているものと確認できるものとする。

(内容)

当該学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。2分の1を超える場合は、以下の要件をいずれも満たしていること。

- ① 認定を受けようとする専修学校専門課程の学科の修了者の就職率(直前3年間の平均)が9割以上であること。
- ② 当該学科において、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、300時間以上開設されていること。

- (4) 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他第1条に規定する目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

(趣旨)

これは外国人留学生の在籍管理等に関して不適切な事情がないことや、本認定制度の趣旨に反する運営がなされていないことを確認するための要件である。

(内容)

具体的には、法務省出入国在留管理庁や、所管又は所轄の都道府県等により在籍管理等において不適切であると考えられる事案がないことの確認を求めるものである。なお、本認定制度の趣旨に反する運営に該当するケースとしては、例えば、第2条第1項第3号ただし書の適用を受けている場合において卒業生の進路の状況の把握が著しく不十分であることや、外国人キャリア形成促進プログラムの認定に関して、申請における偽りその他不正な行為があった場合などを想定しているものである。

#### 4 手続

- (1) 文部科学大臣は、各専修学校の申請に基づき、上記3の要件を満たすものとして認定した専修学校専門課程の学科(以下「認定学科」という。)を公示する。
- (2) 文部科学大臣は、上記3(1)から(3)までの要件を満たすと認められた申請に関し、

都道府県知事等（私立の専修学校にあつては都道府県知事、公立の専修学校にあつては都道府県教育委員会、国立大学法人が設置する専修学校にあつては国立大学法人の長、厚生労働省が設置する専修学校にあつては厚生労働大臣。以下同じ。）及び法務省出入国在留管理庁に対して、上記の3（4）の要件を満たすと認められるかについて協議を行うこととする。

- (3) 認定学科の公示は、毎年度、原則として9月に行うものとする。
- (4) 都道府県知事等は、認定学科について、名称等に変更があつたときは、申請様式3により、認定学科が廃止されたときは申請様式4により、7月31日（原則として変更のあつた日以後で最も近い7月31日）までに文部科学大臣宛に届出を行う。
- (5) 各専修学校は、上記3の要件に適合しなくなつたときは、申請様式5により遅滞なく文部科学大臣宛に届出を行う。なお、上記の3（3）の要件に関し、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であるものとして認定された学科において、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲を超えた場合であつて、かつ、上記の3（3）のただし書の規定に該当することで上記の3（3）の要件を満たす場合には、申請様式1-1から2までに必要事項を記入の上、遅滞なく、文部科学大臣に報告しなければならない。
- (6) 文部科学大臣は、認定した専修学校専門課程の学科について、名称等に変更があつたとき、又は認定学科が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなつたと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を公示する。

#### 附則

この実施要項は、令和5年6月21日から施行する。

令和5年6月現在

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

以下は、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する基本的な考え方を示したものです。  
詳細については、文部科学省までお問い合わせください。

Q1. 職業実践専門課程の申請と同年度に本認定制度に申請することができるか。

A 本認定制度に申請する学科については、既に職業実践専門課程として認定されている学科であることが求められます。したがって同年度に申請することはできません。

Q2. 財務要件（認定要件3（2））について、修学支援新制度の機関要件確認と違いがあるか。

A 修学支援新制度における機関要件と同一の要件としています。したがって、修学支援新制度において、機関要件を満たしている学校については当該要件を満たすこととなりますが、本認定にあたっては確認する必要があるため、様式に必要事項を記入いただくこととしています。

Q3. 「経常収支差額」及び「運用資産-外部負債」の状況について、学校法人立でない場合は、どのように記入すればよいか。

A 修学支援新制度の「機関要件の確認事務に関する指針」18頁「(参考資料)「経常収支差額」及び「運用資産-外部負債」の状況について」を参考に、設置者の法人類型ごとの「経常収支差額」、「運用資産」及び「外部負債」の定義に基づき、記入をお願いします。  
(参考)「機関要件の確認事務に関する指針」

[https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt\\_gakush\\_100014193\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_gakush_100014193_02.pdf)

Q4. 認定要件3（3）に関し、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が求められているが、具体的にどのような環境が求められるか。

A 基本的には、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であれば認定要件3（3）を満たすものと考えていますが、例えば、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であっても、選択科目を除く大部分の授業において日本人生徒と外国人留学生を別々に履修させるなどの教育環境である場合、本認定要件の趣旨に照らして認められないものと考えます。

Q5. 就職率を算定するにあたって、いつ時点の就職実績まで算入することができるか。

A 就職実績として算入できるものとしては、各年度の終期にあたる3月時点の就職者数だけでなく、卒業後に就職活動を継続し、翌年度中に就職した生徒も含めることができます。

Q6. 日本社会の理解の促進に資する授業科目に、日本語能力向上を目的とする授業科目を含めることができるか。

A 日本語能力向上のみを目的とする授業科目は原則として含めることはできません。ただし、日本語の学習であってもビジネスで活用するための日本語の学習（日本人の学生であっても学習する種類のもの）については、日本社会の理解の促進に資する授業科目として整理することとします。なお、日本社会の理解の促進に資する授業科目に関し、許可又は不許可となるもの

として考えられる例をそれぞれ以下のとおりお示しします。

(参考1) 許可する授業科目の例

企業実習、連携先の実務家教員による授業、ビジネス日本語、日本文化、日本社会研究、日本事情、キャリアプラン、企業・業界研究、ビジネスマナー 等

(参考2) 不許可の授業科目の例

日本語能力試験対策 (N2 まで)、日本語表現、日本語演習、漢字学習 等

Q7. 日本社会の理解に資する授業科目について、申請をしようとする学科に属する日本人生徒については履修をすることが必須なのか。

A 日本人生徒の履修方法については、各専修学校の判断により、選択科目とするなど柔軟に対応を行うことが考えられます。

Q8. 認定要件3 (3) に関し、外国人留学生比率が2分の1以内であることをもって、認定を受けていた学科が当該要件を満たさなくなったが、引き続きただし書要件により認定要件3 (3) を満たす場合は文部科学大臣宛に報告が必要か。

A 外国人留学生比率が2分の1の範囲内であるものとして認定した場合、就職実績や日本社会の理解に資する授業科目に係る情報を把握していないため、当該認定学科の外国人留学生比率が2分の1を超えた場合は、申請様式1-1から2までに必要事項を記入の上、遅滞なく、文部科学大臣に報告を行う必要があります。

Q9. 認定要件3 (4) については、どのように審査が行われるのか。

A 本制度により認定を行うにあたっては、文部科学大臣は、認定要件3 (4) に関し、所轄等の都道府県及び法務省出入国在留管理庁に対して協議を行うこととなっており、その協議の中で不適切な事情等が判明した場合には、第2条第1項第4号の要件に該当しないものとし、認定を行わないこととなります。

Q10. 認定要件3 (4) の「不適切な事情」とは具体的にどのようなものを想定しているか。

A 認定要件3 (4) に記載のとおり、在籍管理等において不適切であると考えられる事情のほか、本制度の趣旨に照らして不適切な事情、例えば、就職希望者を過少に報告することを目的として極端な進路指導を行うことや、外国人キャリア形成促進プログラムの認定に関して、直近3年以内に申請における偽りその他不正な行為があった場合などの事情があれば第4号の要件に抵触するものと考えられます。

Q11. 認定要件に該当しなくなった場合の取扱いについて

A 認定要件に該当しなくなった場合は、申請様式5を記入の上、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室宛に遅滞なく届出を行う必要があります。

Q12. 名称変更や学科の廃止の手続きについて

A 名称変更があった場合又は学科の廃止があった場合は、それぞれ申請様式3又は申請様式4を記入し、毎年7月31日までに都道府県を通じて届出を行う必要があります。